

第 6 6 号 議案

令和元年度教育費 1 2 月補正予算に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

令和元年度教育費 1 2 月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

令和元年度教育費 1 2 月補正予算に係る意見の申出について

令和元年度教育費 1 2 月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 26,715,677	千円 46,702	千円 26,762,379
	2 国庫補助金	8,322,369	46,702	8,369,071
19 寄附金		596,161	265,000	861,161
	1 寄附金	596,161	265,000	861,161
23 市債		11,687,100	81,100	11,768,200
	1 市債	11,687,100	81,100	11,768,200

※ 上記「16国庫支出金－2国庫補助金」のうち補正額18,409千円が小学校施設整備事業費補助金

※ 上記「19寄附金－1寄附金」のうち補正額5,000千円が教育振興事業費寄附金

※ 上記「23市債－1市債」のうち補正額55,700千円が小学校債

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 13,350,546	千円 103,354	千円 13,453,900
	1 教育総務費	1,768,100	9,956	1,778,056
	2 小学校費	3,816,516	89,687	3,906,203
	3 中学校費	1,246,797	5,171	1,251,968
	5 高等学校費	1,503,542	△ 5,446	1,498,096
	6 社会教育費	3,735,093	2,958	3,738,051
	7 保健体育費	1,006,160	1,028	1,007,188

※ 上記は、事業費のほか、人件費の補正を含む

第2表 繰越明許費補正（抜粋）

（追加）

款	項	事業名	金額 千円
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持管理事業にかかる委託料	3,600
		小学校施設長寿命化事業にかかる委託料及び工事費	51,000
	6 社会教育費	西国分小学校校舎増築事業にかかる委託料	7,500
		指定文化財整備事業にかかる補助金	625

第4表 地方債補正（抜粋）

（変更）

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
義務教育施設整備事業	千円 958,800	千円 1,014,500

令和元年度12月補正予算 調整資料

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源				内 記	要 求 内 容	令和元年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	債 千円	その他 千円			
款項目：10-2-1 小学校管理費	5,000				5,000	<p>◎小学校管理費</p> <p>北野小学校の卒業生より母校に活用してほしいと寄附金(5,000千円)の申し込みを受けたため、備品の購入及び遊具設置を行うもの。 なお、遊具設置については、年度内の完了が見込まないため、繰越明許費を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館大型スクリーン・プロジェクター購入費 1,400千円 ・遊具設置委託料 3,600千円 	700,289	
						<p>教育振興事業費寄附金：5,000千円</p> <p>【繰越明許費】(追加)</p> <p>○委託料 3,600千円</p>		

要求事項	予算要求額 千円	財源 国県支出金 千円	地方 千円	その他 千円	財源 一般財源 千円																																																																																								
款項目：10-2-2 10-3-2 就学援助費 (学校保健課)	16,500				16,500																																																																																								
<p>◆制度見直し概要◆</p> <p>認定基準 認定の基になる生活保護基準への加算等の一部廃止して、市奨学金に準拠する内容に見直し、他市と比較して標準的なレベルのものにする。</p> <p>支援内容 認定基準の見直しによって生じた財源を活用し、見直し後の受給者に対する支援内容を充実させる。</p> <p>① 入学準備金の単価増額 ・小学1年生:20,470円 ⇒ 40,600円 ・中学1年生:23,550円 ⇒ 47,400円</p> <p>② PTA会費・生徒会費の支給 ・PTA会費 小学校:3,380円、中学校:4,190円 ・生徒会費 中学校:5,450円</p> <p>③ クラブ活動費の支給 ・クラブ活動費 中学校:6,000円</p>																																																																																													
<p>要 求 内 容</p> <p>◎就学援助費 16,500千円 就学援助の認定基準見直しに伴い、制度の周知を行った結果、申請者数が増加。これにより、受給者は、昨年度よりは減少しているが、当初見込みより増加したことで予算不足が生じるもの。</p> <p>・就学援助受給者数(要保護及び準要保護) (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">30年度</th> <th colspan="2">元年度</th> </tr> <tr> <th>8月末</th> <th>3月末</th> <th>8月末</th> <th>3月末(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>4,112</td> <td>4,278</td> <td>3,825</td> <td>3,954</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>2,148</td> <td>2,220</td> <td>1,907</td> <td>1,968</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,260</td> <td>6,498</td> <td>5,732</td> <td>5,922</td> </tr> <tr> <td>受給率</td> <td>26.02%</td> <td>27.01%</td> <td>23.40%</td> <td>24.19%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(当初見込) 5,468人 22.60%</p> <p>[参考]申請者及び否認定者数(準要保護・各年8月末現在) (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者</td> <td>6,300</td> <td>6,798 (+498人)</td> </tr> <tr> <td>否認定者</td> <td>428</td> <td>1,424 (+996人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・就学援助費の決算見込額 《小学校費》 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給費目</th> <th>H30決算</th> <th>RI予算</th> <th>決算見込</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学援助</td> <td>288,654</td> <td>276,223</td> <td>288,121</td> <td>△ 11,898</td> </tr> <tr> <td>学用品費等</td> <td>93,336</td> <td>95,686</td> <td>102,213</td> <td>△ 6,527</td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td>171,495</td> <td>150,073</td> <td>160,681</td> <td>△ 10,608</td> </tr> <tr> <td>その他の費目</td> <td>23,823</td> <td>30,464</td> <td>25,227</td> <td>5,237</td> </tr> </tbody> </table> <p>《中学校費》 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給費目</th> <th>H30決算</th> <th>RI予算</th> <th>決算見込</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学援助</td> <td>211,857</td> <td>218,540</td> <td>223,142</td> <td>△ 4,602</td> </tr> <tr> <td>学用品費等</td> <td>106,508</td> <td>120,527</td> <td>123,319</td> <td>△ 2,792</td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td>95,239</td> <td>83,120</td> <td>86,828</td> <td>△ 3,708</td> </tr> <tr> <td>その他の費目</td> <td>10,110</td> <td>14,893</td> <td>12,995</td> <td>1,898</td> </tr> </tbody> </table>							30年度		元年度		8月末	3月末	8月末	3月末(見込)	小学校	4,112	4,278	3,825	3,954	中学校	2,148	2,220	1,907	1,968	合計	6,260	6,498	5,732	5,922	受給率	26.02%	27.01%	23.40%	24.19%		30年度	元年度	申請者	6,300	6,798 (+498人)	否認定者	428	1,424 (+996人)	支給費目	H30決算	RI予算	決算見込	不足額	就学援助	288,654	276,223	288,121	△ 11,898	学用品費等	93,336	95,686	102,213	△ 6,527	給食費	171,495	150,073	160,681	△ 10,608	その他の費目	23,823	30,464	25,227	5,237	支給費目	H30決算	RI予算	決算見込	不足額	就学援助	211,857	218,540	223,142	△ 4,602	学用品費等	106,508	120,527	123,319	△ 2,792	給食費	95,239	83,120	86,828	△ 3,708	その他の費目	10,110	14,893	12,995	1,898
	30年度		元年度																																																																																										
	8月末	3月末	8月末	3月末(見込)																																																																																									
小学校	4,112	4,278	3,825	3,954																																																																																									
中学校	2,148	2,220	1,907	1,968																																																																																									
合計	6,260	6,498	5,732	5,922																																																																																									
受給率	26.02%	27.01%	23.40%	24.19%																																																																																									
	30年度	元年度																																																																																											
申請者	6,300	6,798 (+498人)																																																																																											
否認定者	428	1,424 (+996人)																																																																																											
支給費目	H30決算	RI予算	決算見込	不足額																																																																																									
就学援助	288,654	276,223	288,121	△ 11,898																																																																																									
学用品費等	93,336	95,686	102,213	△ 6,527																																																																																									
給食費	171,495	150,073	160,681	△ 10,608																																																																																									
その他の費目	23,823	30,464	25,227	5,237																																																																																									
支給費目	H30決算	RI予算	決算見込	不足額																																																																																									
就学援助	211,857	218,540	223,142	△ 4,602																																																																																									
学用品費等	106,508	120,527	123,319	△ 2,792																																																																																									
給食費	95,239	83,120	86,828	△ 3,708																																																																																									
その他の費目	10,110	14,893	12,995	1,898																																																																																									
令和元年度 当初予算額 千円	495,421																																																																																												

要求事項	予算要求額 千円	財源				令和元年度 当初予算額 千円
		国 千円	県 千円	地方 千円	その他 千円	
款項目：10-06-01 歴史的建造物保存整備事業 (文化財保護課)	625				625	250
<p>◎指定文化財整備事業費補助金 625 千円 台風17号による被害が発生した国指定建造物、善導寺書院について、文化財の保存と保護のために修復事業補助を行うもの。また国補助決定のスケジュールの関係により年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を設定する。</p> <p>○国指定建造物：善導寺書院の棟部分破損修復事業補助 (総事業費12,500千円 国70%・県10%・市5%・所有者10%) 625千円</p> <p>【善導寺書院破損状況】 書院の棟部分が強風により破損し、部材が剥落している</p>						
						

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	令和元年度 当初予算額 千円
		国県支金 千円	地方 千円	一般財源 千円		
款項目：10-6-2 生涯学習センター運営費 (生涯学習推進課)	7,180			7,180	◎生涯学習センター運営費 サンライフ久留米が閉館となった場合、サンライフ久留米利用者がえーるピア久留米及び野中生涯学習センターを代替施設として活用できるよう、施設の環境整備を行うため。 ○えーるピア久留米 ・施設改修 3,626千円 健康増進コーナーの整備【現 貸ロッカー室】 2,123千円 ※ただし、器械の更新等は今後行わない 緊急ブザー、コンセント、扉設置、部屋表示板取替等 ・備品購入 (ロッカー、移動式鏡、展示ボード、ペルトバイプレーター) 1,030千円 ・消耗品購入 (振動吸収マット、ストレッチャマット) 88千円 ・トレーニング機器・ロッカー移設(通信運搬費) 385千円	227,366
					○野中生涯学習センター ・施設改修【1F多目的室 2F講習室/会議室】 3,554千円 鏡の設置、扉交換、換気扇交換等 3,128千円 ・備品購入 426千円 ロッカー、展示ボード、移動式鏡	

第 6 7 号 議 案

山川小学校校舎増築工事請負契約締結に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

山川小学校校舎増築工事請負契約締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

山川小学校校舎増築工事請負契約締結に係る意見の申出について

山川小学校校舎増築工事請負契約締結について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 1 1 3 号議案

山川小学校校舎増築工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

山川小学校校舎増築工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

山川小学校校舎増築工事請負契約締結について

山川小学校校舎増築工事について、次のとおり契約を締結する。

1 工事の場所

久留米市山川追分二丁目

2 工事の概要

(1) 校舎建設工事（学童保育所を含む。）

鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 1,303.39平方メートル（校舎：881.36平方メートル、学童保育所：422.03平方メートル）

(2) 上記に伴う渡り廊下工事

鉄骨造3階建

延床面積 93.37平方メートル

3 工期 契約締結の日の翌日から起算して380日間

4 契約金額

4億1,206万円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,746万円）

5 契約の相手方

久留米市東合川4丁目3番26号

ナカガワ・三ツ矢建設工業特定建設工事共同企業体

代表者 久留米市東合川4丁目3番26号

株式会社ナカガワ

代表取締役 中川 満徳

構成員 久留米市御井旗崎4丁目4番16

三ツ矢建設工業株式会社

代表取締役 近藤 拓磨

第 6 8 号議案

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定に係る意見
の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定に係る意見
の申出について

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市生涯学習センター等の指定管理者の指定について

久留米市生涯学習センター等の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

久留米市生涯学習センター等

2 指定管理者に指定する者

久留米市東合川5丁目8番5号

公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 6 9 号議案

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市野中生涯学習センターの管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定に係る意見の申出について

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市野中生涯学習センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市野中生涯学習センターの指定管理者の指定について

久留米市野中生涯学習センターの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

久留米市野中生涯学習センター

2 指定管理者に指定する者

久留米市野中町1015番地

公益財団法人久留米文化振興会

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 7 0 号議案

久留米市体育施設（三潞・城島地域）の指定管理者の指定に係る
意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

久留米市体育施設（三潞・城島地域）の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定に係る
意見の申出について

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定について、
別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市体育施設（三潞・城島地域）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和元年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市体育施設（三潞・城島地域）の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の指定管理者の指定について

久留米市体育施設（三潴・城島地域）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 久留米市みづま総合体育館
- (2) 久留米市三潴農業者トレーニングセンター
- (3) 久留米市三潴B & G海洋センタープール
- (4) 久留米市三潴B & G海洋センター艇庫
- (5) 久留米市三潴農村運動広場グラウンド
- (6) 久留米市三潴農村運動広場テニスコート
- (7) 久留米市三潴ゲートボール場
- (8) 久留米市城島体育館
- (9) 久留米市城島テニスコート
- (10) 久留米市城島ゲートボール場
- (11) 久留米市城島トレーニングセンター
- (12) 久留米市城島ふれあい広場

2 指定管理者に指定する者

久留米市梅満町高海1650番地11

九州ビルサービス・シンコースポーツグループ

代表者

久留米市梅満町高海1650番地11

九州ビルサービス株式会社

構成員

福岡市博多区博多駅東二丁目9番25号

シンコースポーツ九州株式会社

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 7 1 号議案

令和 2 年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動
方針について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6
2 号）第 2 1 条第 3 号の規定に基づき、令和 2 年度久留米市立小・
中・特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和2年度

人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校—

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 変化の激しい時代の中で学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を促進し、子どもに「生きる力」を育成するために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 学力の保障と向上、人権・同和教育、生徒指導等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。

令和2年度人事異動取扱要綱

－久留米市立小・中・特別支援学校－

1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、令和2年度の県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校6年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 管内他市町村間交流による転入者で3年以上勤務した者は、原則として、管内他市町村への異動対象者とする。
- (3) 同一校10年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

2 人事異動地区における学校選択の方法について

(1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校3地区、中学校3地区、久留米特別支援学校1地区）を東部、中部、南部地区の3地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を4校選択すること。

① 教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

学校種	学校選択の方法
小学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
中学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。

② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法

人事異動地区（東部、中部、南部の3地区及び久留米特別支援学校）のうち、2以上の地区から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (16校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、山本小、善導寺小
中部地区 (15校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、南薫小、合川小、小森野小、東国分小、青峰小、高良内小、御井小、山川小
南部地区 (15校)	荘島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、城島小、下田小、江上小、青木小、浮島小、西牟田小、犬塚小、三瀨小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三瀨中、城島中、荒木中、筑邦西中

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

※ 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。

※ 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望が有の場合は、1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

事務局等職員等及び教職員の人事異動方針

事務局等職員等及び教職員（以下「職員」という。）の人事異動については、教育行政の適正かつ能率的な運営、学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を推進し本県教育の充実発展を図るため、次の方針に基づいて行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。
なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。
- 6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

県費負担教職員の人事異動取扱方針

福岡県市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教職員の人事異動については、市町村教育委員会との協働関係を維持しつつ、人事異動方針に基づき、この人事異動取扱方針により行うものとする。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、業績評価の結果を活用し、学校・地域の実態を踏まえて、適材を適所に配置する。
 - (2) 教員等の異動については、次のように取り扱い、適材を適所に配置する。
 - ア 年齢構成・男女比の適正化に努める。
 - イ 中学校においては、教科運営の適正化を図る。
 - ウ 特別支援学校には、特に人材の確保に努める。
 - エ 定員に対する過不足及び教科欠の解消を図るように努める。
 - オ 学校事務の共同実施を踏まえた職員配置に努める。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、同一校勤務年数の適正化を図る。
 - (2) 教員等の異動については、同一市郡・同一校永年勤続者の計画的異動を図る。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
 - (1) 学校教育の活性化を図るため、教育事務所管内における市郡間交流の推進に努めるとともに、教育事務所間交流も図ることとする。この場合、教職員の通勤時間を配慮するものとする。
 - (2) 小・中学校等の異種学校間及び県立学校（高等学校、特別支援学校、中高一貫教育校）との人事交流（研修によるものを含む。）を推進する。
 - (3) 教育事務所間及び県立学校との交流は、本庁において取りまとめ、その指示するところにより異動を行うものとする。
 - (4) 教職員の過員の解消については、教育事務所間の相互交流にとどまらず、本庁において全県的な計画をもって是正を図るものとする。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
 - (1) 特色ある学校づくりを推進するため、適切な人材の配置を行う。
 - (2) 教育上特別の配慮を必要とする学校については、実情を考慮し人事異動を行う。
 - (3) 相当年限へき地学校に勤務した者については、転任に当たりその希望を考慮する。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。

なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。

 - (1) 管理職については、教育の実績を上げた者のうち、人格高潔であって、教育的識見に長じ、学校経営に対する積極的な姿勢と十分な力量のある者を任用する。

- (2) 新しい時代の学校にふさわしい特色ある学校づくりを推進する観点から、小・中間、中・高間等の異種学校間の管理職の交流人事を促進する。
- (3) 管理職の任用に当たって県教育委員会は教育事務所を経て市町村教育委員会と協議することとし、特に次のことに留意する。
 - ア 若い有能な校長・副校長・教頭の任用を図りながら、管理職の適正な年齢構成にも配慮する。
 - イ 女性の校長・副校長・教頭の任用を図る。
- (4) 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。
- (5) 主幹教諭・指導教諭については、配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、適切な人材の任用を図る。
- (6) 女性の主幹教諭・指導教諭の任用を図る。
- (7) 主幹教諭・指導教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

- (1) 教員については、教員採用候補者名簿に登載された者のうちから採用する。
 - ただし、次の場合は、候補者名簿に登載されていない者についても別途選考し、採用することがある。
 - ア 他府県の国立大学法人及び公立学校との交流の場合
 - イ 県内の国立大学法人及び公立学校又は現に県教育委員会事務局・市町村教育委員会事務局・県教育センター等に勤務している職員（教員経験者に限る。）を採用する場合
 - ウ 栄養教諭を特別選考試験により採用する場合
- (2) 事務職員については、「福岡県職員採用試験合格者名簿」に登載された者のうちから採用する。

7 再任用職員

教職員の再任用(更新を含む。)については、再任用制度により運用する。配置に当たっては、市町村教育委員会の意見を十分聴くものとする。

* 市町村教育委員会の内申手続について

人事異動に当たっては、市町村教育委員会の内申をまっで行う。(同一市町村内の転任については、内申に基づき行う。)

- (1) 一般教職員の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長に提出するものとする。
- (2) 校長・副校長・教頭の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を經由し教職員課長に提出するものとする。
- (3) 校長の意見の申し出がなされた場合は、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を經由し教職員課長に提出するものとする。
- (4) 市町村合併が行われる地域の人事については、内申日に存する市町村教育委員会において内申するものとする。

(平成29年11月14日改正)

県費負担教職員の市町村間交流人事異動方針

福岡県教育庁北筑後教育事務所

教育事務所及び管内各市町村教育委員会の連携・協力の下、長期的な視点に立った市町村間交流を推進し、もって北筑後管内全体の学校教育の活性化を図ることを目的としてこの方針を定めるものである。

管内各市町村教育委員会においては、この方針の趣旨を尊重し、市町村間交流の推進に努めるものとする。

1 交流の目的

- (1) 管内市町村の教育水準の維持・向上及び教育の活性化
- (2) 教職員の意欲及び資質の向上
- (3) 学級減に伴う過員の解消及び定数欠、教科欠のアンバランスの解消
- (4) 時代の変化に伴う指導方法の改善に対応する管内指導体制の確立

2 交流の考え方

(1) 一般教職員

- ア 各市町村の課題により意図的、計画的な交流を行う。
- イ 市町村別の課題に応じた主任級等の交流人事を促進する。
- ウ 採用後、2以上の市町村での勤務の経験がない者については、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。

(2) 管理職員

- ア 管理職員については、原則として、在任期間中、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。
- イ 教頭昇任時は、可能な限り、他市町村へ配置する。

3 交流の期間

管内市町村間交流の期間は、原則として3年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

4 交流者の決定

- (1) 各市町村教育委員会は、毎年度、他市町村未経験者リストを作成する。
- (2) 教育事務所は、各市町村教育委員会と協議の上、各市町村の課題に基づく要望や他市町村異動希望者の状況を勘案しながら交流者を決定する。

5 その他

- (1) 久留米市については、異動範囲が広範であり、市内異動においても市町村間異動と同等の効果を期待できることから、別紙のブロック間による異動も市町村間異動とみなす。
- (2) 本方針については、毎年度の人事異動に関する動向や各市町村教育委員会の意見を踏まえ、適宜見直すこととする。

令和2年度 教職員異動調書 (個人票)

職 歴

学 校 名	職 名	氏 名 (フリガナ)			性 別	年 齢 (生年月日)									
立 学校		()			男 印 女	歳 (昭和・平成 年 月 日)									
現 住 所	小学校区 ()				現 在 の 通 勤 方 法	分 km									
免 許 状	種 別	教 科	担 当 学 年	特 技	現 任 校 の 勤 務 年 数	妊 娠 の 有 無	有 (出産 月頃)								
			年 組		年		年	育 休 希 望 の 有 無							
				担 当 教 科		月	月	有							
司書教諭資格の有無	有 無														
北筑後管内 に勤務する 配偶者及び 三親等内の 教職員氏名	続 柄	氏 名			市町村名	学校名	転出希望提出状況 (県立学校)								
								校 種	中学校・中等教育学校・高等学校	地区					
								特別支援学校 (幼・小・中)							
異 動 希 望	現 任 校 所 在 の 市 町 村 内				管 内 他 市 町 村 ※ () は久留米市のブロック										
	有	1	2	3	4	有	1	2	3	4					
	無 (やむを得ず)	学校	学校	学校	学校	無 (やむを得ず)	市・町・村 ()	市・町・村 ()	市・町・村 ()	市・町・村 ()					
異 動 希 望	理由 (他市町村含む)				(注)										
					他市町村を 2つ以上記 入すること 久留米市へ はブロック 別に記入す ること										
					①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②
管外転 出希望 の有無	市郡名 (事務所管外)				小・中	中・高	特別支援学校	長期派遣	再任用						
	有	第1希望	第2希望	第3希望	交流希望	交流希望	交流希望	研修希望	希望の						
		市郡	市郡	市郡	の有無	の有無	の有無	の有無	の有無						
無					有	有	有	有	有						
降任希望の有無				有 ()				無							

	勤 務 先	職 名	期 間			年 数
1			昭和・平成・令和	年	月	日から
			昭和・平成・令和	年	月	日まで
2			昭和・平成・令和	年	月	日から
			昭和・平成・令和	年	月	日まで
3			昭和・平成・令和	年	月	日から
			昭和・平成・令和	年	月	日まで
4			昭和・平成・令和	年	月	日から
			昭和・平成・令和	年	月	日まで
5			昭和・平成・令和	年	月	日から
			昭和・平成・令和	年	月	日まで
上記以 外の他 市町村 勤務歴			昭和・平成・令和	年	月	日から
			昭和・平成・令和	年	月	日まで
上記以 外の へき地 勤務歴			昭和・平成・令和	年	月	日から
			昭和・平成・令和	年	月	日まで
異動・勤務等 について 特に配慮して 欲しいこと						

議案 71-1 資料 6

第 7 2 号議案

令和 2 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 5 日

教育長 大 津 秀 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号の規定に基づき、令和 2 年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和 2 年度
人事異動方針

— 久留米市立高等学校教職員 —

久留米市教育委員会

令和2年度人事異動方針

－久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

令和２年度人事異動取扱要綱

－ 久留米市立高等学校教職員 －

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

1 異動等について

(1) 教職員の意欲と能力の活用

- ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。
- イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。
- ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

(2) 人事異動対象者の条件

同一校１０年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。
なお、同一校の勤務が１０年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

(3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第２５２条の１７の規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

(4) 教職員の能力開発と意識改革の推進

- ア 市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。
- イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

2 昇任・降任及び採用について

(1) 校長・教頭の任用について

- ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、年齢、性別にとらわれず、適切な人材の任用を図る。

イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、令和2年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（次号以下 略）

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

次期「久留米市教育振興プラン（仮称）」策定に係る進捗状況について

1 第3期久留米市教育改革プラン（平成28年度から令和元年度）の総括

第3期プランを総括するにあたり、評価指標に関する達成の状況は次のとおりです。
なお、表中の評価欄の記号は、以下のとおりです。

評価欄	◎ 達成（予定通り達成） △ 未達成（予定通り達成せず）	○ 概ね達成（概ね予定通り達成） × 未着手
-----	---------------------------------	---------------------------

(1) 3つの重点とその達成状況

重点1 わかる授業【学力の保障と向上】

No	評価指標	H30年度評価
1	全国学力・学習状況調査結果 【全国平均正答率を超える】	未達成△ すべての教科区分（国、算・数）で 全国平均を下回る。
2	中学校3年生の英検3級の取得率 【全国平均を超える】	達成◎ 全国平均（23.9%）を9ポイント上回る。
3	「学校が楽しい・授業がわかる」と 答える児童生徒の割合 【全国平均を超える】	未達成△ 小6算数は全国平均を超えたが、他は下 回った。

重点2 たのしい学校【安全・安心な学校づくり】

No	評価指標	H30年度評価
1	不登校の出現率・復帰率 【出現率：全国平均以下】 【復帰率：全国平均以上】	概ね達成○ H29年度のデータでは、出現率、復帰 率ともに国・県を上回る。
2	いじめの認知率・解消率 【認知率：全国平均以下】 【解消率：全国平均以上】	未達成△ 認知率は、全国平均（H29）を上回って いるが、解消率は全国平均を下回った。
3	「学校が楽しい」「自分にはよいと ころがある」と答えた児童生徒の 割合【全国平均以上】	未達成△ 小・中ともに割合は増加しているが、全 国平均を下回った。
4	「学校のけが件数」（小学校） 【日本スポーツ振興センター災害 給付対象けが件数の減少】	達成◎ H29.H30年度と減少傾向が継続してい る。

重点3 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】

No	評価指標	H30年度評価
1	家庭等での学習時間の向上 （小6・中3）【1時間以上】	達成◎ 小中ともに家庭等での学習時間（1時間 以上）の向上がみられている。
2	地域学校協議会提言の達成率の 向上	達成◎ H29年度のデータでは、プラン作成時よ り1.7ポイント増加している。

(2) 第3期教育改革プランの検証結果

【主な成果と課題】

- ① 重点1「わかる授業」の(2)外国語教育の推進については、中学3年生の英検3級以上の取得率は、全国平均(23.9%)を9ポイント上回り、達成できている状況である。
- ② 重点2「楽しい学校」の(4)学校安全への支援では、H26年度に比べ学校でのけがの件数が減少し、重点3「久留米版コミュニティ・スクールの推進」の(1)学習習慣定着への支援、(2)地域学校協議会提言実働への支援については、家庭等での学習時間の向上や地域学校協議会提言の達成率の向上がみられた。
- ③ 重点2「楽しい学校」の(1)不登校対応については、H29年度のデータでは、出現率、復帰率ともに国・県を上回り、おおむね達成できている。
- ④ 重点1「わかる授業」の(1)全国学力・学習状況調査結果では、すべての教科区分(国、算・数)で全国平均を下回り、未達成の状況である。
- ⑤ 重点1「楽しい学校」の(3)教師力向上への支援や、重点2「たのしい学校」の(3)学校生活充実への支援では、まだ未達成の状況にある。

【今後の展開】

以上のような第3期プランの総括を受けて、次期プランでは、第3期プランの効果があつた取組のさらなる「充実・拡大・定着」を意識して、下記の4点から久留米市の教育の充実を図っていきます。

- ① 学力の保障と向上を、さらに進める必要があります。
- ② だれもが安心して学べる学校づくりを、さらに進める必要があります。
- ③ 学校・家庭・地域の協働を、さらに進める必要があります。
- ④ 教職員の働き方改革を推進し、教師力向上への支援をさらに進める必要があります。

2 次期プラン(久留米市教育振興プラン(仮称))の背景と位置づけ

- 第3期久留米市教育改革プランの計画期間が令和元年度に終了するとともに、本年度新たに「教育に関する大綱」が策定されることを踏まえ、令和2年度から次期「久留米市教育振興プラン(仮称)」を策定します。
- 第3期久留米市教育改革プランの総括を受け、効果のあつた取組みのさらなる「充実・拡大・定着」を基本方針とすることから、名称は「久留米市教育振興プラン(仮称)」とします。
- 次期プランの策定範囲は、第3期久留米市教育改革プランと同様に市立学校(小学校・中学校・特別支援学校・高等学校)における学校教育分野を主な対象とし、家庭や地域と協働した学校の教育力の向上に関する施策についても対象範囲とします。

なお、高等学校においては、学科や教育内容の専門性をはじめ、生徒の通学範囲も広域にわたるなど、義務制の学校とは異なるため、本プラン実施にあたっては教育委員会と連携を図りながら、学校の実態に応じた推進を行います。

- 計画期間は、「新総合計画第4次基本計画」及び「教育に関する大綱」の理念や施策等との整合性を図る観点から、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。なお、今後の国の動向や社会状況の変化に応じて中間期で見直しを行います。

3 久留米市教育に関する大綱（学校教育部分抜粋）

【基本理念】

“学び”が人をつくり、“地域”が人を育み、輝く未来を創る

【基本方針】

「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育を進めます

【施策の方向性】①未来へつながる教育と学びの充実

- ・学力の保障と向上
- ・特色ある教育の充実
- ・健やかな体の育成

②安心して学べる教育環境づくりの推進

- ・人権尊重の意識や道徳性の育成
- ・安全・安心・快適な教育環境の保障
- ・学校・家庭・地域の連携

4 次期プランの概要

(1) プランの目標

ともに未来を創る「くるめっ子」の育成

【つくる力・つながる力・つらぬく力】

① ともに未来を創るとは

人口減少や高齢化の進展、IoTや人工知能による技術革新、グローバル化等の社会の現状や課題の中で、自ら問いを持ち、だれもが感性や創造性を発揮し、周りの人々と協働しながら、持続可能な社会のために価値あるものをつくりだしていくことです。

② 「くるめっ子」とは

将来、久留米で暮らす、久留米の外で暮らす、いずれの場合においても、自分が育った「ふるさと久留米」への愛着と誇りをもち、将来への貢献を思って生きる児童生徒のことです。

③ 具体的に育成したい3つの力

○「つくる力」（問題発見・解決する力） 【知】

- ・問題を発見し、解決の方向と方法を決定し、結果を予測しながら実行し、過程を振り返って次の問題発見・解決につなげる力

- ・新たに獲得した知識・技能を、既存の知識・技能と関連づけたり、組み合わせたり、社会の様々な場面で活用したりする力

<具体的な子どもの姿>

「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」
 「話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり広げたりしている」
 「授業で学んだことを他の学習に生かしている」
 「将来の夢や目標を持っている」

○「つながる力」（協働する力） 【徳】

- ・自分と他者への理解を深め、規範意識や社会のルールを大切にするとともに、相手や状況に応じた表現をしながらよりよい人間関係をつくる力
- ・対話を通して考えの共通点や差異点を理解し、相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力して問題を解決していく力

<具体的な子どもの姿>

「学級みんなで話し合っただけで決めたことなどは協力して取り組み、うれしいと感じている」
 「学校の規則を守っている」
 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思っている」

○「つらぬく力」（遂行する力） 【体】

- ・夢や目標、前向きな意欲、困難を乗り越える強い意志、簡単に折れない柔軟性を持って、持続可能な社会をつくるために考え、行動しようとする力。また、それを支える心身ともに健康な体や体力

<具体的な子どもの姿>

「ものごとを最後までやりとげてうれしいと感じている」
 「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」
 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えている」

(2) 4つの重点について

第3期教育改革プランの総括を受け、効果があった取組のさらなる「充実・拡大・定着」を基本方針として、以下の4点から重点化を図ります。

また、これらの重点をつらぬくものとして、人権・同和教育や特別支援教育を土台として、自分らしい生き方を考え、夢や憧れをもつことができる「くるめ学」の学習やキャリア教育の充実に努めます。

① 重点1：学びをつなぐ授業【主体的・対話的で深い学び】

- 「くるめ授業スタンダード」を活用しながら、現在の学びを過去や未来の学びとつなぐ、友達や地域の方々など他者とつなぐ、各教科等の学びとつなぐ「主体的・対話的で深い学び」となるように毎日の授業を見直します。そして、子どもが基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけるとともに、これらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、「自ら学びたくなる、わかる・できる喜びを味わう」授業づくりを進めます。

- ユニバーサルデザインの視点による授業づくりを進めるとともに、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく個に応じたきめ細やかな支援を行う特別支援教育を充実させます。
- 異文化や地域・自国文化の理解を深め、つかえるコミュニケーション力を育てる外国語教育を充実させます。
- 友達や地域の方々と協働的に学ぶことを推進するとともに、情報を収集し、目的に合わせて加工したり活用したりする力、情報リテラシーを身につけさせるために ICT 教育を充実させます。

② 重点 2：楽しい学校【安全・安心な学び舎】

- 「くるめアクションプラン」を活用しながら、いじめ問題や不登校の未然防止、早期発見、早期対応を徹底し、だれもが安心して学べる学校生活を送れるようにします。
- 子ども自らがいかに自分で自分の身を守るかを意識し、自ら安全な行動ができる力を育てるセーフスクールの取組を充実させます。
- 自分のよさや友達のよさが実感できる学校になるように、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を進め、人権・同和教育を充実させます。

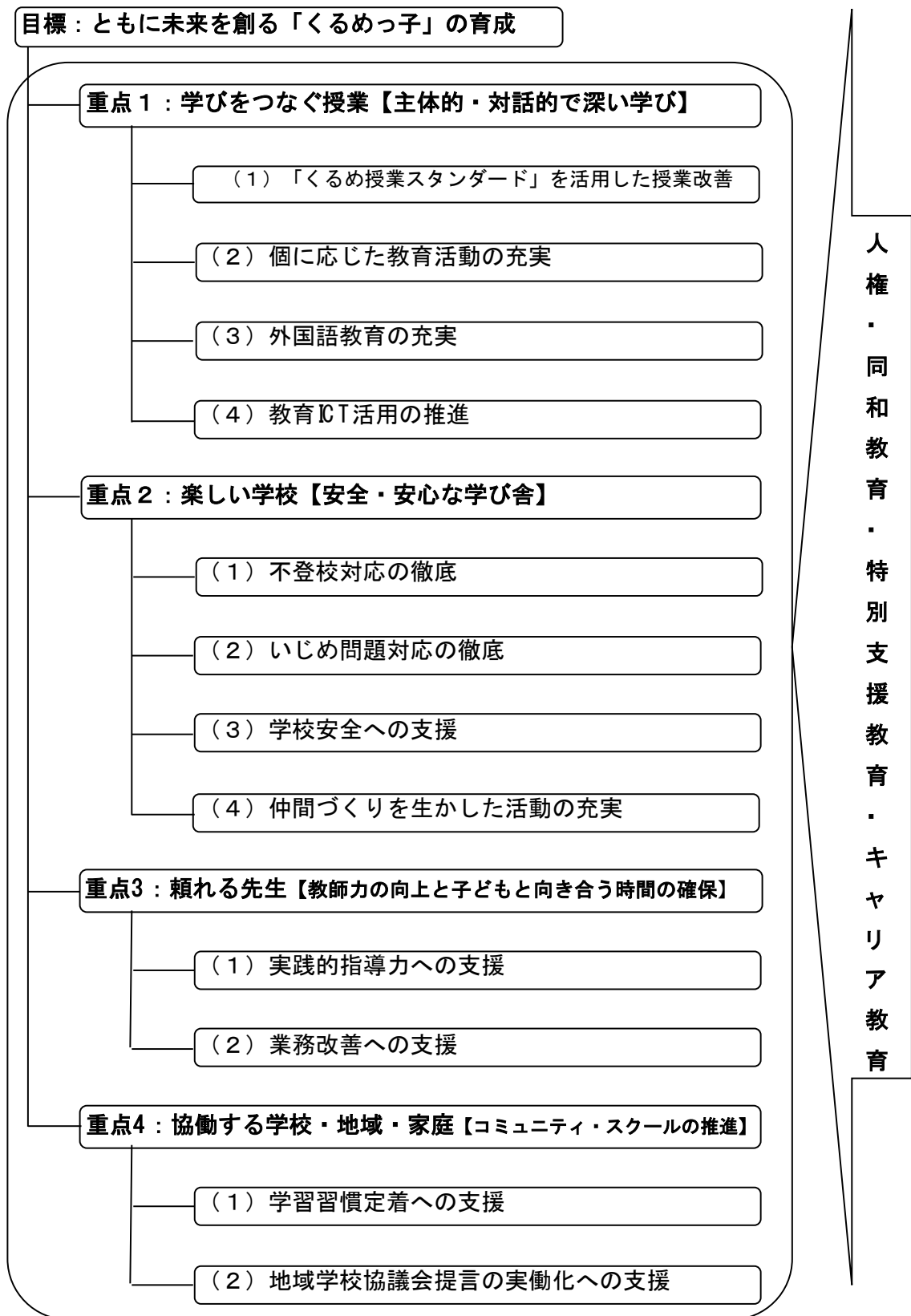
③ 重点 3：頼れる先生【教師力の向上と子どもと向き合う時間の確保】

- 育成指標に基づく教員研修の充実や出張授業づくりサポートなどの教育活動の支援を通して、教員一人ひとりの授業力向上に努めます。
- 教職員の働き方に関する意識改革と業務改善を進め、チーム学校の体制づくりを確立することで、笑顔で子どもたちに向き合う先生の環境づくりを推進します。また、部活動ガイドラインを策定し、徹底することで、働き方改革を推進します。

④ 重点 4：協働する学校・地域・家庭【コミュニティ・スクールの推進】

- スクールサポートスタッフや授業支援への地域人材の積極的な活用を図ることで、子どもたちの学習習慣定着や基礎的・基本的な知識・技能の定着を中心とした取組、健やかな成長を支える生活習慣づくりの取組、健全育成の取組などを推進していきます。
- 全小中学校に設置している地域学校協議会を充実させ、提言の実働化と学校関係者評価の充実を図り、地域と学校の協働活動を一層充実させます。また、国の動向を踏まえ、コミュニティ・スクールへの移行に向けた組織や機能のあり方についての検討を進めます。

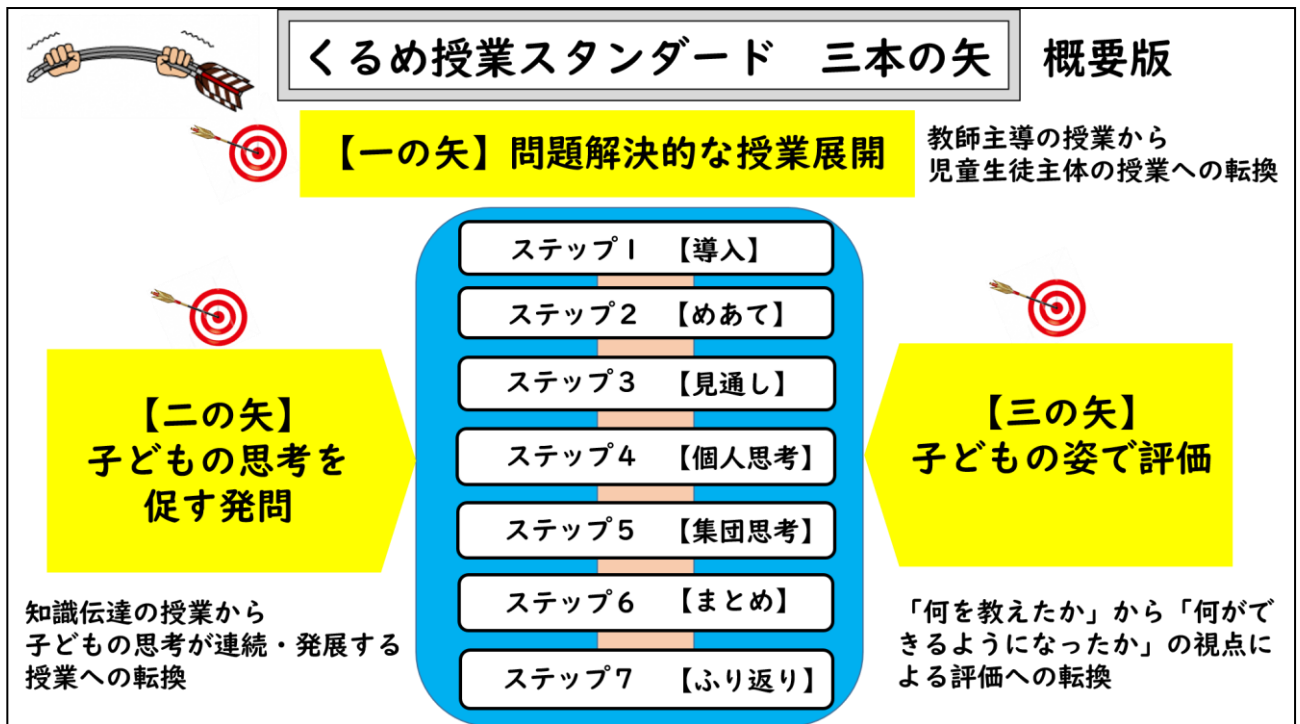
(3) 施策の体系



(4) 「くるめ授業スタンダード」を活用した授業改善の取組とは

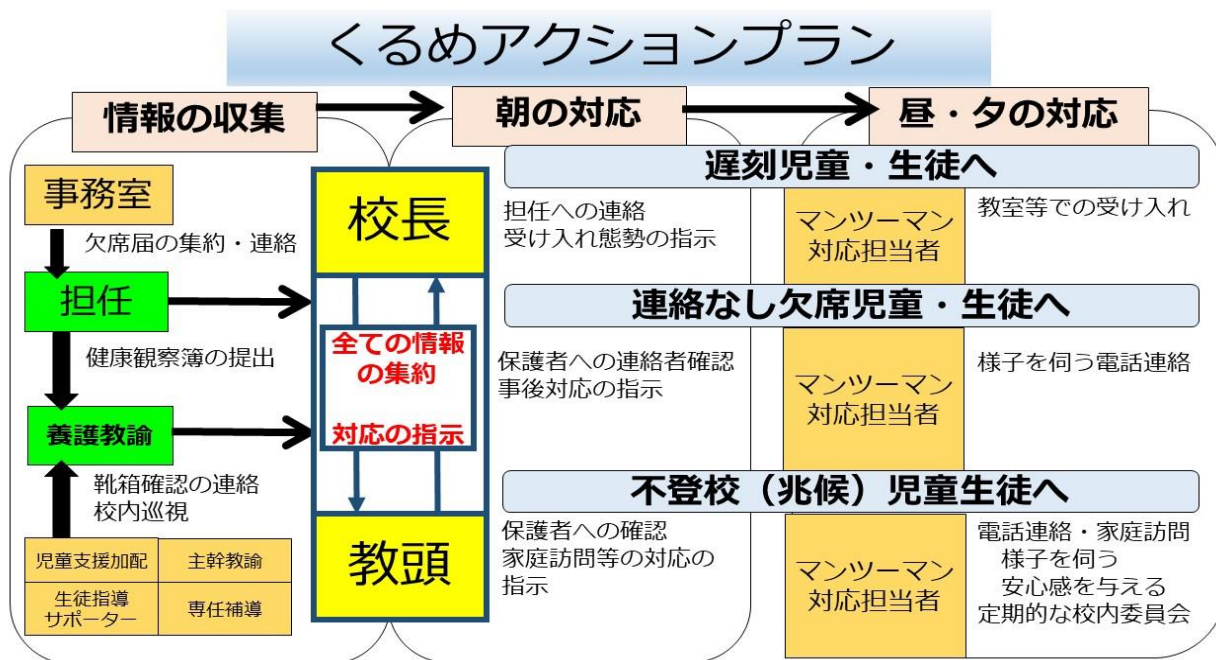
新学習指導要領において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善という方向性が示され、「教師が一方向的に知識を教え込む講義的な授業」から「児童・生徒が自ら考えをつくり、考えの根拠を説明し合ったり、友達の説明を聞いて自己の考えを付加・修正したりする授業」への転換が求められている。

そこで、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を踏まえ、これらの授業実践上の課題等を解決するために「くるめ授業スタンダード」を作成する。



(5) 「くるめアクションプラン」とは

本プランは、毎日の遅刻・欠席に適切に対応する連絡・指示システムを構築することで「初期対応」を徹底することと、不登校になった児童生徒に対するきめ細やかな支援を継続していくことを目的としています。



【図1 遅刻・欠席対応システムの構築】

欠席が長期化している児童生徒へのチェックリスト

- 児童生徒が学級の一員として班や係などに所属している。
- 児童生徒の机・イス・靴箱・個人棚などがいつでも使える状態にある。
- 学級での児童生徒の状況等の級友への伝え方を、本人や保護者と決めている
- 配布物等の届け方を本人や保護者と決め、確実に届けている。
- 学校・学級の様子を定期的に伝えている。
- 学校行事等で、児童生徒が参加しやすい配慮をしている。
- 定期テスト等を受験しやすいよう、別室等の環境づくりをしている。
- 進学等に向けた相談や指導を行っている。
-
-

【図2 欠席が長期化している児童生徒へのチェックリスト】

4 久留米市教育振興プラン(仮称)策定に向けた今後のスケジュールについて

・11月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回教育改革推進会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・次期教育振興プラン(仮称)骨子審議、内容検討
・12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回教育改革推進会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・次期教育振興プラン(仮称)内容検討、確認
・令和2年1月	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回教育改革推進会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・次期教育振興プラン(仮称)パブコメ案の確認 ○議会報告 <ul style="list-style-type: none"> ・次期教育振興プランについて ○パブリックコメントの開始
・2月	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回教育改革推進会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・次期教育振興プラン最終案の検討 ○パブリックコメント集約 ○第6回教育改革推進会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・次期教育振興プラン最終案の確定
・3月	<ul style="list-style-type: none"> ○議会報告 <ul style="list-style-type: none"> ・パブコメ、次期教育振興プラン報告 ○教育委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・次期教育振興プランの議決 ○広報・周知 <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページへのプラン掲載、市内各学校への周知

教育委員会後援事業等に関する報告

R1.10.16からR1.11.11 受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	令和2年1月18日(土) 14:00開演	九州交響楽団inインガット ホール	インガットホール活用実 行委員会	久留米市城島総合文 化センター インガッ トホール	後援	城島総合支 所 文化ス ポーツ課
2	令和2年2月8日(土) 14:00開演	酒井有彩コンサート~ピア ノで巡る舞曲の世界~	インガットホール活用実 行委員会	久留米市城島総合文 化センター インガッ トホール	後援	城島総合支 所 文化ス ポーツ課
3	令和元年11月23日(土) 9:00~24日(日)16:00	第30回九州さつき盆栽展	九州さつき愛好会	久留米リサーチパー ク	後援	生涯学習推 進課
4	令和元年12月1日(日) 14:00~16:00	ロングライフ・コール創立20 周年記念第8回演奏会 ~本間四郎先生卒寿メモリ アル~	ロングライフ・コール	石橋文化センター共 同ホール	後援	生涯学習推 進課
5	令和元年12月11日(水) ~15日(日)10:00~17:00	第6回九州国展	国画会九州支部	久留米市美術館 本 館1階展示室・全室	後援	生涯学習推 進課
6	令和元年12月13日(金) ~25日(水)	石橋文化センターミュージ アムクリスマス	公益財団法人久留米文 化振興会	石橋文化センター園 内、石橋文化会館	後援	生涯学習推 進課
7	令和元年12月15日(日)、 令和2年1月26日(日) 9:30~12:00	能楽普及の為の独謡会	清吟会	高牟礼会館	後援	生涯学習推 進課
8	令和2年1月12日(日) 13:30開演予定	第48回市民プラスコンサ ート ニューイヤー・バンド フェスティバル	公益財団法人久留米文 化振興会	石橋文化ホール	共催	生涯学習推 進課
9	令和2年1月15日(水)~ 19日(日) 10:00~18:00	第55回全九州新春書道展	福岡書道会	福岡県立美術館	後援	生涯学習推 進課
10	令和2年2月1日(土) 14:00~16:00	講演会「ホームステイ・留学 説明会」	ヒッポファミリークラブ西 日本	久留米シティプラザ 4階 中会議室	後援	生涯学習推 進課
11	令和2年2月9日(日) 14:00~16:00	久留米連合文化会創立70 周年記念演奏会「音楽の贈 り物」	久留米連合文化会洋楽 部	石橋文化ホール	後援	生涯学習推 進課
12	令和2年2月26日(水) 10:00~17:00、 3月1日(日) 10:00~15:00	第31回現代の書展	書友会	久留米市美術館	後援	生涯学習推 進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	令和2年5月2日(土) 18:00～20:00、 5月3日(日)14:00～16:00	第25回公演「オムニバス2 ～リトルウイング短編集～」	劇団リトルウイング	おりなす八女 ハーモニーホール	後援★	学校教育課
14	令和2年1月11日 13:00～16:30	令和元年度福岡県市町村 立学校等女性管理職会北 筑後地区研修会並びに女 性教員研修会	福岡県市町村立学校等 女性管理職会北筑後地 区女性教員研修会(水 仙の部)	久留米市教育セン ター	後援	学校教育課
15	令和元年12月14日(土) 10:00～16:00	青少年のためのサイエンス モール in くるめ 2019	高等教育コンソーシアム 久留米	福岡県青少年科学館	後援	学校教育課
16	令和2年2月15日(土) 13:30～16:00	久留米市障害者基幹相談 支援センター研修「発達？ 何なん？」	久留米市	久留米市商工会館 5階大ホール	後援	学校教育課
17	令和元年12月7日(土) 15:00～16:30	令和元年度(第66回)福岡 県小児保健研究会・母子保 健研修会	久留米大学小児科医局 内福岡県小児保健研究 会	久留米市役所2階 くるみホール	後援	学校教育課

平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査結果について

1 暴力行為

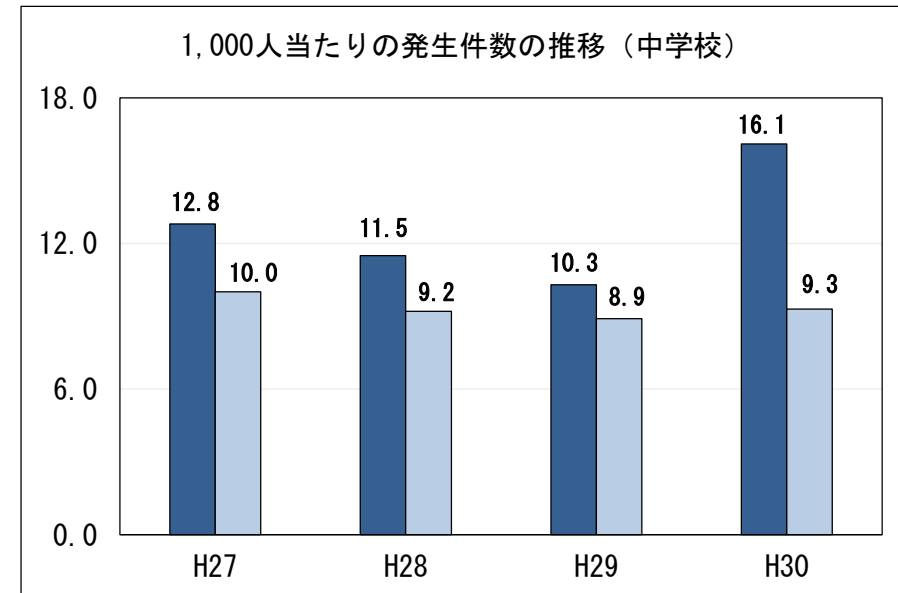
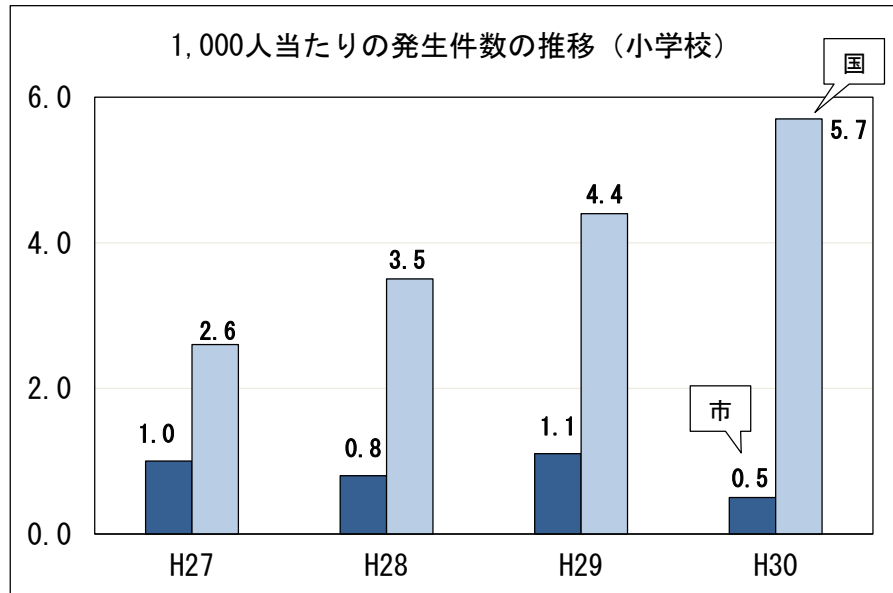
小学校

	項目	H27	H28	H29	H30
市	発生件数	16	13	18	8
	発生率	1.0	0.8	1.1	0.5
国	発生件数	16,835	22,240	27,696	35,910
	発生率	2.6	3.5	4.4	5.7

中学校

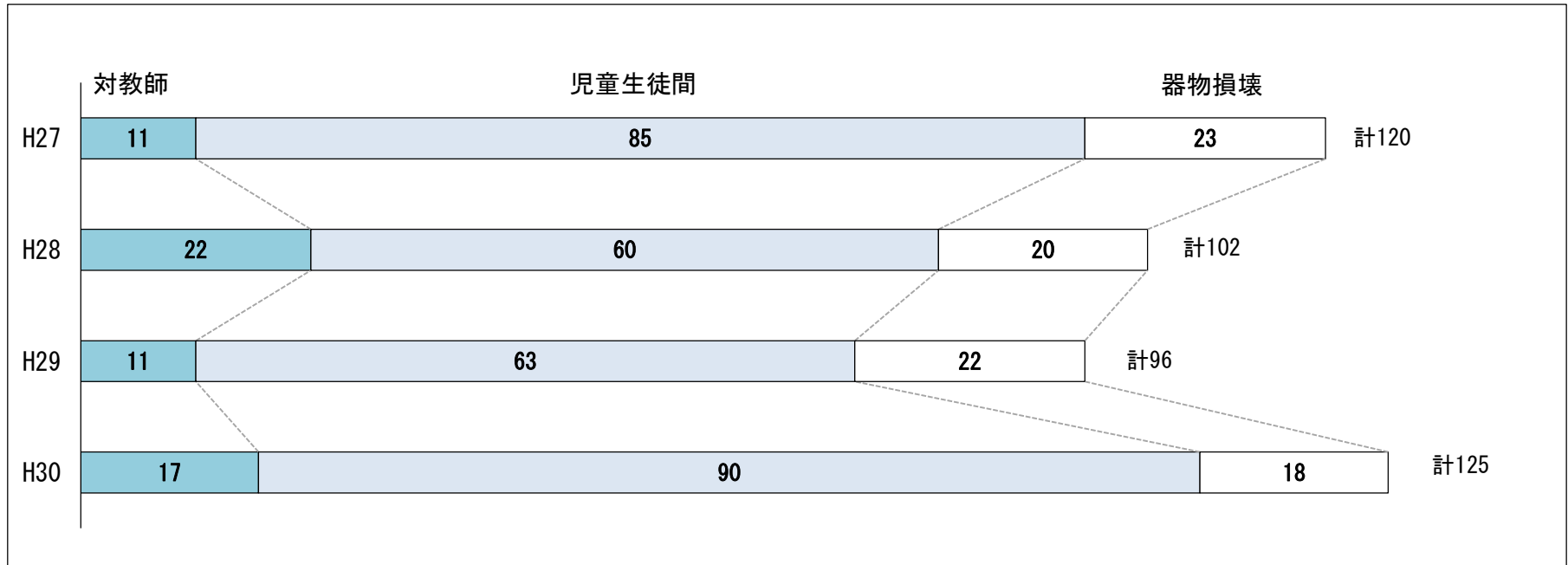
	項目	H27	H28	H29	H30
市	発生件数	104	89	78	117
	発生率	12.8	11.5	10.3	16.1
国	発生件数	31,878	28,908	27,511	28,062
	発生率	10.0	9.2	8.9	9.3

* 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数です。



久留米市における状況別の発生件数（小中合計）

項目	H27	H28	H29	H30
対教師	11	22	11	17
児童生徒間	85	60	63	90
対人	1	0	0	0
器物損壊	23	20	22	18
合計	120	102	96	125



2 いじめ

小学校

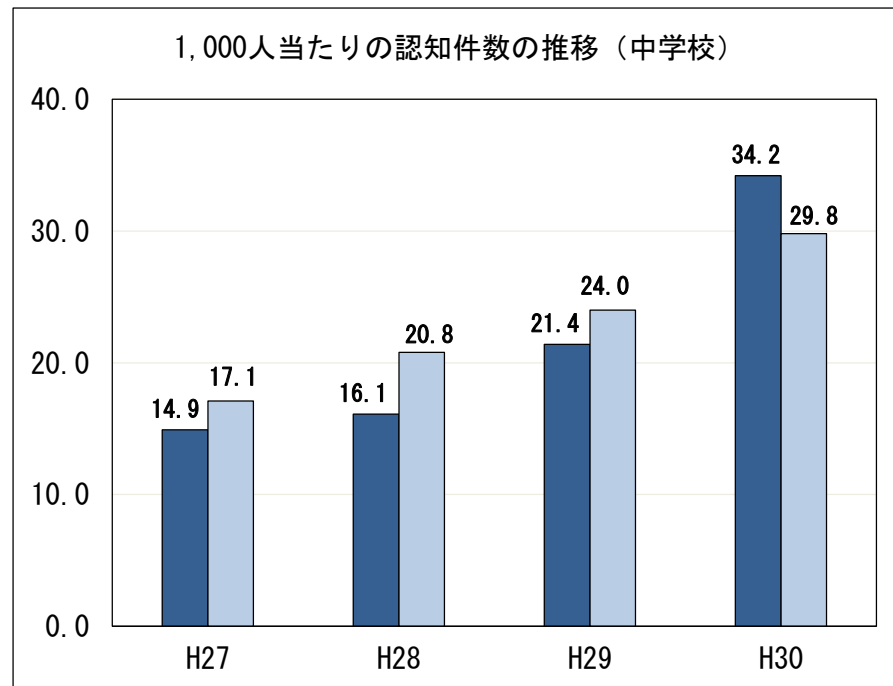
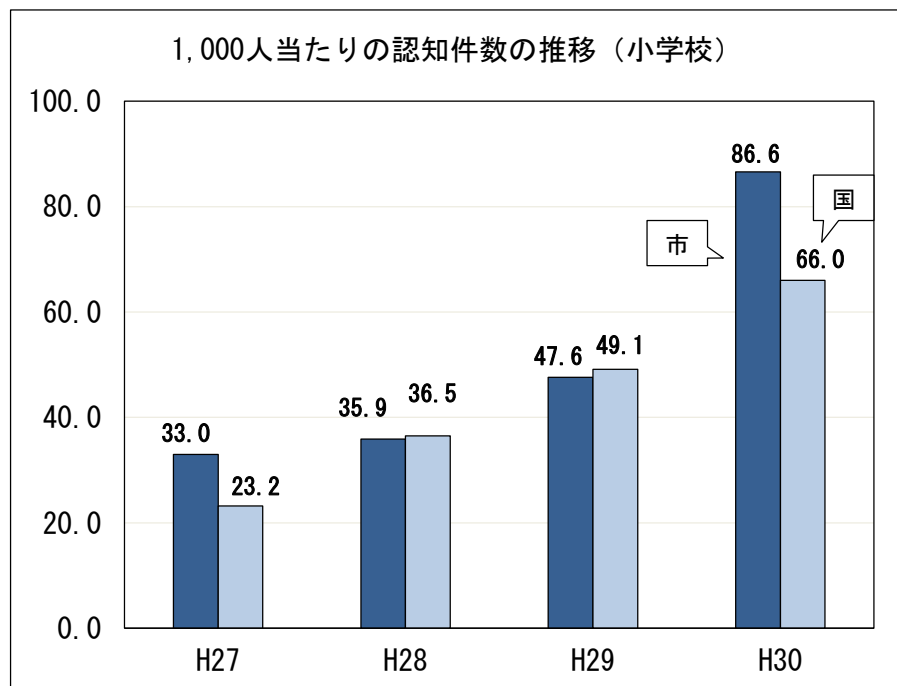
	項目	H27	H28	H29	H30
市	認知件数	538	591	795	1,453
	認知率	33.0	35.9	47.6	86.6
国	認知件数	151,692	237,256	317,121	425,844
	認知率	23.2	36.5	49.1	66.0

* 1 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数です。

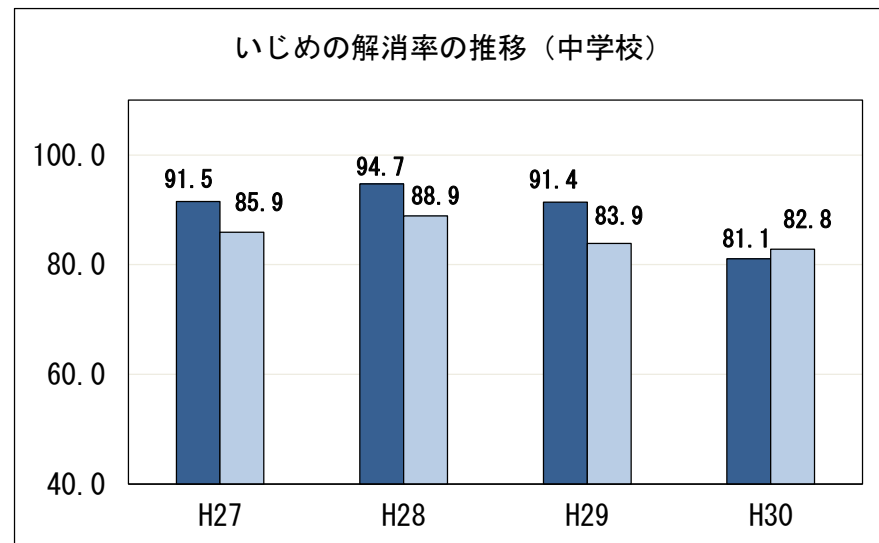
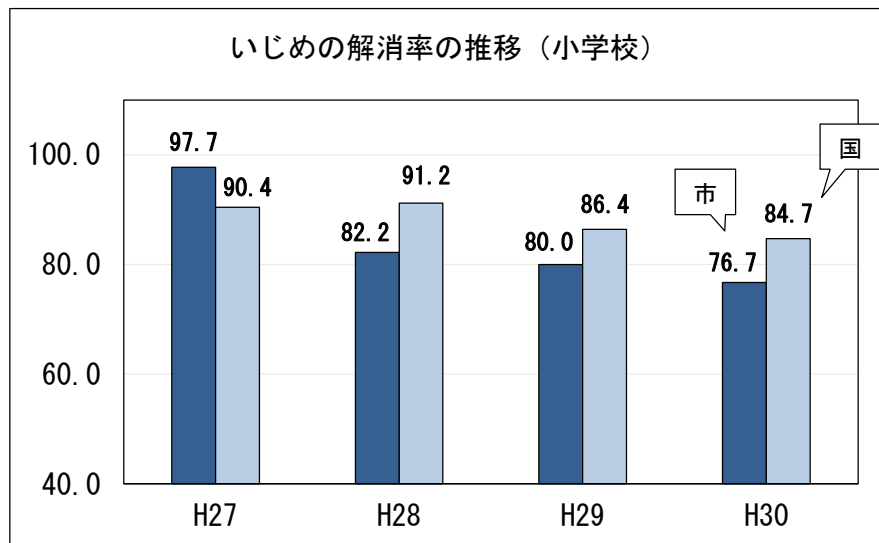
* 2 国は、国公立学校の合計値です。

中学校

	項目	H27	H28	H29	H30
市	認知件数	121	125	162	249
	認知率	14.9	16.1	21.4	34.2
国	認知件数	59,502	71,309	80,424	97,704
	認知率	17.1	20.8	24.0	29.8



いじめの解消率（認知件数に対する解消件数の割合）



* 国は公立学校の数値です。（下表も同じ）

いじめの態様（認知件数に対する割合・複数回答可）

	市		国	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	65.0	46.6	62.0	66.3
仲間はずれ、集団による無視をされる	9.7	5.2	13.9	12.2
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	24.8	12.7	23.5	14.1
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	4.3	17.3	5.8	4.5
金品をたかられる	0.2	0.6	1.0	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	1.7	4.0	5.5	5.6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	2.7	6.5	8.1	6.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	0.1	4.3	1.1	8.1
その他	6.1	2.8	4.4	3.3

3 不登校

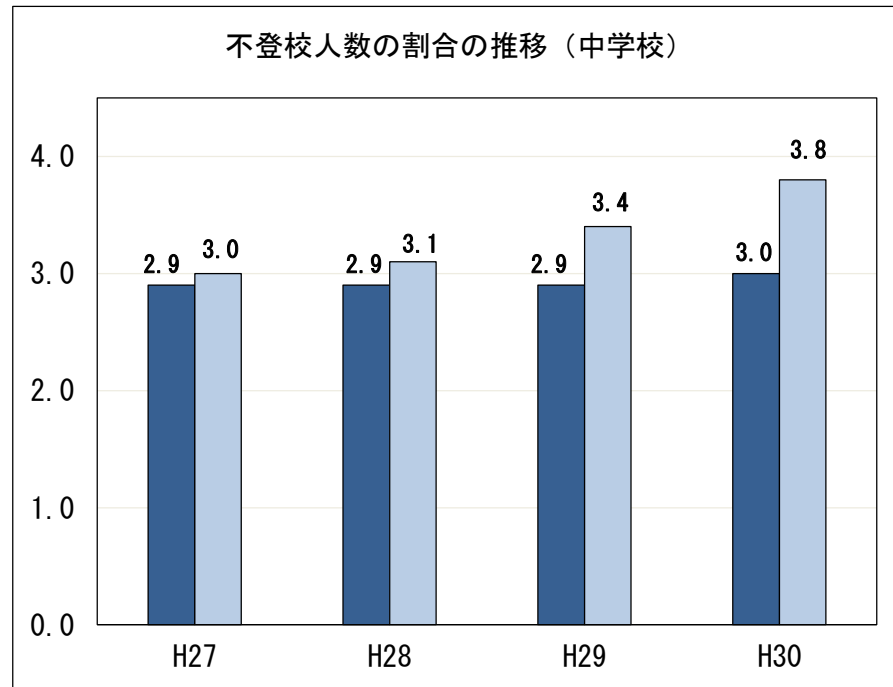
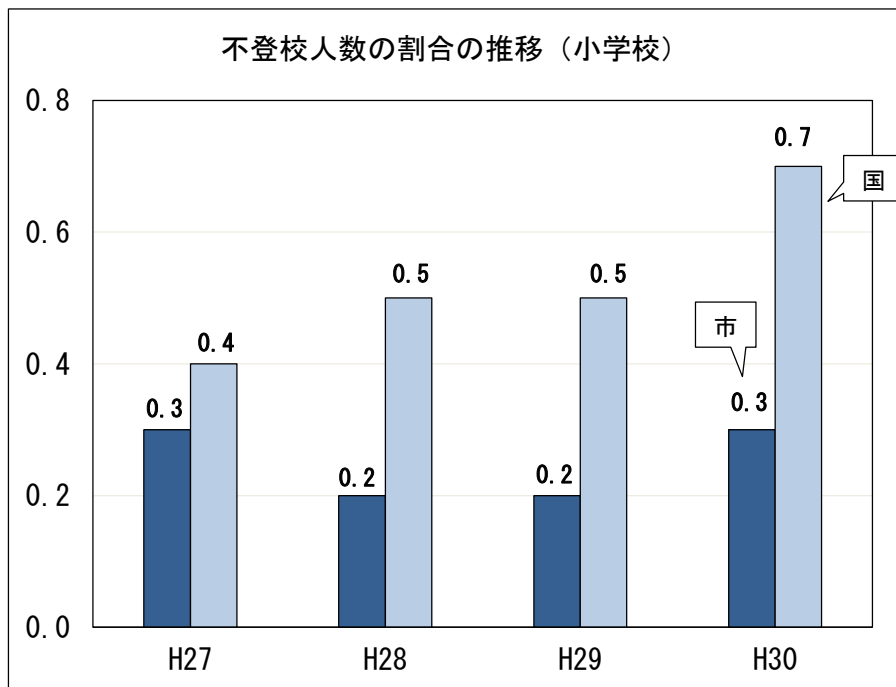
小学校

項目		H27	H28	H29	H30
市	不登校人数	41	33	38	46
	割合	0.3	0.2	0.2	0.3
国	不登校人数	27,333	30,172	34,732	44,471
	割合	0.4	0.5	0.5	0.7

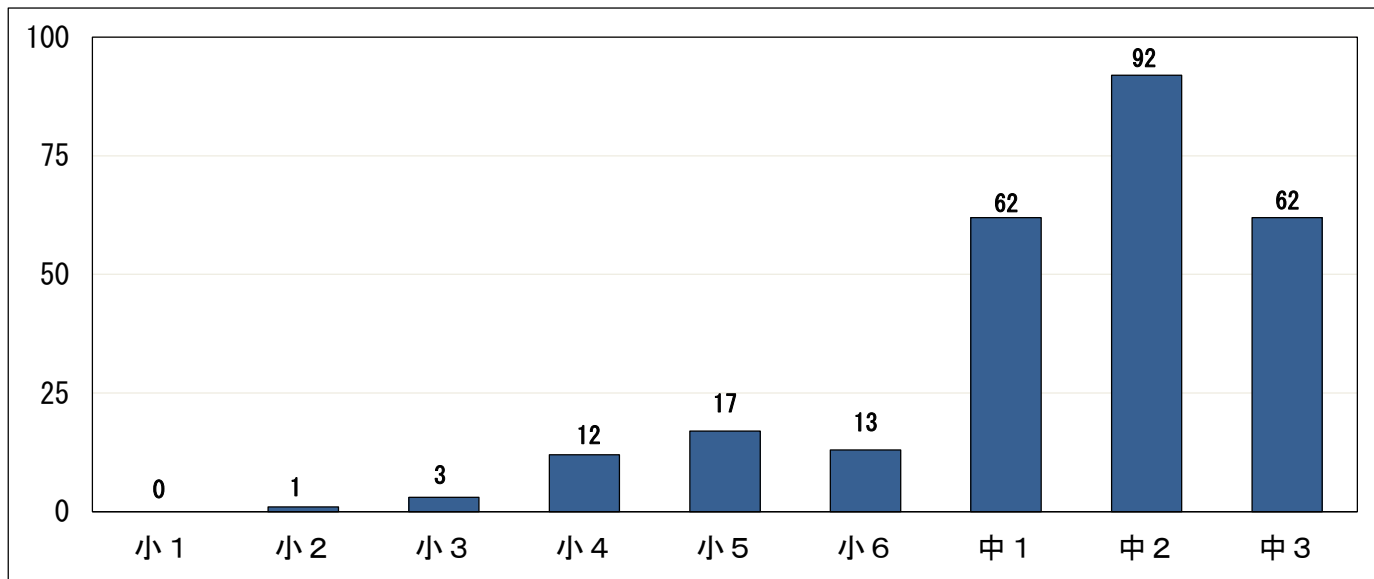
* 割合は、在籍児童生徒数における不登校人数の割合です。

中学校

項目		H27	H28	H29	H30
市	不登校人数	236	226	218	216
	割合	2.9	2.9	2.9	3.0
国	不登校人数	94,548	98,944	104,295	114,379
	割合	3.0	3.1	3.4	3.8



久留米市における学年別の不登校人数の状況



不登校からの復帰者の状況

項目		H27	H28	H29	H30
小学校	人数	22	19	8	23
	割合	53.7	57.6	21.1	50.0
中学校	人数	80	102	82	100
	割合	33.9	45.1	37.6	46.3
合計	人数	102	121	90	123
	割合	36.8	46.7	35.2	46.9

*1 割合は、不登校人数における復帰者の割合（%）です。

*2 復帰者は、登校できるようになった者及び登校日数が増えた者です。

不登校の要因

区分		市		国	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校に係る状況	いじめ	0.0	0.0	4.1	2.1
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	30.0	34.2	66.8	74.4
	教職員との関係をめぐる問題	10.0	1.0	16.3	6.2
	学業の不振	18.0	16.8	8.2	10.9
	進路に係る不安	4.0	7.2	1.1	2.3
	クラブ活動、部活動等への不適應	0.0	3.0	0.2	4.8
	学校のきまり等をめぐる問題	2.0	5.3	2.4	1.8
	入学、転編入学、進級時の不適應	0.0	12.8	3.9	5.6
家庭に係る状況		35.0	21.1	23.7	12.7

本人に係る状況	学校における人間関係に課題を抱えている	19.1	24.8	13.9	18.5
	あそび・非行の傾向がある	0.0	3.7	1.1	4.1
	無気力の傾向がある	46.8	24.8	26.7	30.6
	不安の傾向がある	21.3	33.2	35.8	32.2
	その他	12.8	13.6	22.4	14.7

小学生プログラミング教室の実施について

1 趣旨

令和2年度から小学校で本格実施される新学習指導要領において、プログラミング教育が必須とされていることに合わせて、公募で選ばれた小学生がプログラミング体験をする「小学生プログラミング教室」を開催します。

また、これからの新製品開発等で活用が見込まれる3Dプリンタ体験を通して、ICT技術の活用によるものづくりへの関心を高めます。

2 実施概要

日時 令和元年12月25日（水）～26日（木）

場所 久留米地域職業訓練センター

定員 市立小学校の小学4～6年生40人

時間等 Aグループ（両日とも9時～12時）とBグループ（同13時～16時）に分かれて実施します。

参加料 なし

3 内容

(1) スクラッチ（ウェブ上で操作するプログラミング教育用のアプリケーション教材）を使用して「動く絵本づくり」を行います。

(2) 3Dプリンタを使って、オリジナルのキーホルダーを作ります。



4 備考

必要となる経費（363千円）は、大電株式会社の創業者 吉田 直大 氏が設立した（公財）吉田学術教育振興会の助成に採択されました。

久留米に響く「第九」の調べ



令和元年 12 月 18 日 (水)

~ 12 月 28 日 (土)

10 時 ~ 17 時

久留米シティプラザ2階展示室2

主催 久留米市・久留米市教育委員会

大正8（1919）年12月3日、第1次世界大戦中に久留米に収容されていたドイツ兵捕虜により、久留米高等女学校講堂において、ベートーヴェンの交響曲第9番が演奏されました。これは、国内で市民が耳にした初めての「第九」の演奏で、令和元年12月に100周年の節目を迎えます。久留米俘虜収容所の関係資料をとおして、久留米に残るドイツ兵捕虜の足跡を紹介します。



大正8年の久留米高等女学校での演奏風景



大正5年の久留米俘虜収容所でのお祭り



ドイツ兵捕虜が描いた絵画



久留米俘虜収容所跡出土のビール瓶

関連イベントのご紹介（バスハイク - 申し込み必要。講演会 - 申し込み不要）

バスハイク 内容：久留米俘虜収容所とドイツ兵捕虜の足跡を巡ります

日時：令和元年12月21日（土）13：00～ 定員32名（先着順）

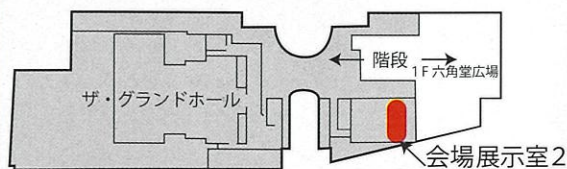
講演会 内容：第九にまつわる話と久留米俘虜収容所についての講話 於：えーるピア久留米

日時：令和元年12月22日（日）14：00～ 先着70名（申し込み不要）

申し込み方法

12月9日（月）から
（土・日を除く8時30分～17時）
TELまたはFAXにて受付
TEL：0942-30-9322
FAX：0942-30-9714

久留米シティプラザ 2F



**入場
無料**

**同時開催
久留米初演100周年記念演奏会**

ベートーヴェン 日時：令和元年12月28日（土）
14：00開場 15：00開演

第九
会場：久留米シティプラザ
ザ・グランドホール
お問い合わせ：久留米第九を歌う会（桧村）
TEL：090-5385-3356

【お問い合わせ・申し込み先】

久留米市市民文化財保護課 TEL 0942-30-9322 FAX 0942-30-9714
主催：久留米市・久留米市教育委員会

【アクセス】

バス：JR 久留米駅から10分 西鉄久留米駅から5分

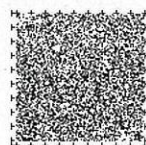
最寄バス停「六ツ門・シティプラザ前」

徒歩：JR 久留米駅から20分 西鉄久留米駅から10分

※お車でご来場の方は久留米シティプラザ駐車場（1時間 200円）

ほか周辺の有料駐車場をご利用ください。

※駐車台数には限りがあります。公共交通機関のご利用をお願いいたします。



音声コード

久留米市立図書館及び視聴覚ライブラリーの特別整理期間に伴う休館日の設定について

(特別整理期間)

1. 内容

図書館及び視聴覚ライブラリー資料の蔵書点検のため、毎年定例的に行っている規則上の休館日を設けるもの。なお、市民がいずれかの図書館で利用ができるよう、館ごとに異なった休館日を設定する。

2. 期間

令和2年1月21日(火)～令和2年2月29日(金)の期間

図書館名	休館日
三瀬図書館	令和2年1月21日(火)～1月25日(土)
中央図書館 視聴覚ライブラリー	令和2年1月28日(火)～1月30日(木)
田主丸図書館	令和2年1月28日(火)～2月1日(土)
城島図書館	令和2年2月11日(火)～2月16日(日)
北野図書館	令和2年2月25日(火)～2月29日(土)

(参考)

六ツ門図書館	令和2年2月3日(月)～2月8日(土)
男女平等推進センター 図書情報ステーション	令和2年2月19日(水)～2月21日(金)
市民センター多目的棟 筑邦図書室	令和2年2月29日(土)～3月5日(木) (市民センター祭りの休館含む)
市民センター多目的棟 耳納図書室	令和2年3月7日(土)～3月12日(木) (市民センター祭りの休館含む)
くるるん図書コーナー	休館日なし

3. 貸出冊数、貸出期間

特別整理期間中は、市内いずれかの図書館利用が可能であるため、システム上の貸出冊数、貸出期間変更は行わない。

4. 市民への周知等

広報くろめ1月1日号掲載、ホームページ掲載、図書館ポスター掲示、ホームページ等での掲載、窓口でのチラシ配布 など

●久留米市立図書館条例施行規則

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
- (4) 特別整理期間

2 中央図書館長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（平18教規則2・平21教規則2・平22教規則12・平23教規則5・一部改正）

●久留米市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則

(休館日)

第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
- (4) 特別整理期間

2 館長は、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館又は開館することができる。この場合において教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（昭54教規則1・昭57教規則2・平元教規則4・平2教規則3・一部改正、平17教規則13・旧第4条繰下・一部改正、平18教規則3・平21教規則3・一部改正）